

第3章 特異な出火原因別火災状況

1 天ぷら油火災

- 焼損床面積は、前年と比べて増加しました。
- 初期消火率は90%以上、成功率は80%以上でした。

ここでとりあげる「天ぷら油火災」とは、天ぷらやフライ等の揚げ物の調理に起因して「放置する・忘れる」、「沸騰する・あふれ出る」などの経過（器具の誤操作等を除く。）により、調理用の動植物油から出火して火災となったものをいいます。

なお、凝固剤に関係する火災も含まれます。

(1) 火災状況

ア 年別火災状況

天ぷら油火災の年別火災状況は表3-1-1のとおりです。最近10年間の状況をみると、天ぷら油火災は減少傾向で、平成26年中の発生件数は217件で前年と比べて20件の減少となっています。

表3-1-1 年別火災状況（最近10年間）

年 別	火災発生件数							損害状況				
	合 計	建物					船 舶	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や						
17	413	413	4	4	100	305	—	1,170	742	236,670	—	195
18	396	396	3	6	87	300	—	986	1,036	248,427	—	185
19	397	397	9	9	83	296	—	1,780	586	396,933	6	227
20	367	367	3	3	96	265	—	790	796	167,443	—	173
21	338	337	6	2	66	263	1	1,137	456	259,141	1	160
22	323	323	2	4	73	244	—	579	444	156,994	—	154
23	251	251	2	5	53	191	—	638	380	115,147	—	113
24	238	238	—	2	39	197	—	189	144	61,380	—	95
25	237	237	3	—	52	182	—	616	279	99,596	—	112
26	217	217	4	4	41	168	—	1,127	633	173,937	—	96

平成 26 年中の天ぷら油火災の初期消火従事率(火災件数に対する初期消火従事件数の割合)は 91.7%と火災全体の初期消火従事率(61.5%)と比較すると高くなっています。天ぷら油火災では、行為者が火を使っているという意識があることや、火を使っている場所の近くにいることが多く、住宅用火災警報器などの鳴動、煙や物音、臭いなどで火災に早く気づき、初期消火に従事することが多いのが特徴です。

また、平成 26 年中に住宅用火災警報器が鳴動した天ぷら油火災は 28 件発生し、このうち 24 件(85.7%)がぼやで鎮火しています。この 24 件すべてで初期消火が行われています。

平成 26 年中の天ぷら油火災での死傷者の状況をみると、死者の発生はなく、負傷者は 96 人で、このうち初期消火中の負傷者は 38 人(39.6%)となっており、水をかけて消火するなど不適当な消火方法や火のついた鍋を運び出そうとして床に落としたりするケースが多いのもこの火災の特徴です。

天ぷら油火災 217 件の発火源をみると、208 件(95.9%)がガステーブルや大型ガスこんろなどの「ガス器具」で、9 件(4.1%)が電磁調理器や電気クッキングヒータなどの「電気器具」から出火しています。

発火源となったガス器具を種別ごとにみると、「ガステーブル」からの火災が 111 件(53.4%)となっており、5 割以上を占めています。ガステーブルでの天ぷら油火災を未然に防ぐ有効な手段の一つとして、「調理油過熱防止装置」があげられます。これは、バーナ中心部のセンサーが鍋底の温度を感知し、約 250℃になると自動的にバーナの火を消火して調理用の動植物油の発火を防ぐものです。発火源がガステーブルの火災 111 件のうち、69 件(62.2%)が「過熱防止装置」の付いているガステーブルで出火し、そのうち 61 件(88.4%)が「過熱防止装置」が付いていない側のこんろを使用したため発生した火災となっています。「過熱防止装置」が付いているこんろで火災になる例としては、冷凍食材等が鍋底中央に接していた、調理油が少量で急加熱された、センサ部や鍋底に油かすが付着していたため、適正に温度検知ができなかったなどが挙げられます。

平成 20 年 10 月から、家庭用ガスこんろ(カセットこんろを除く。)は「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」による規制対象製品に指定され、全てのバーナに「調理油過熱防止装置」及び「立ち消え安全装置」が義務設置となり、安全性の強化が図られています。

イ 用途別の発生状況

用途別の火災状況を住宅や共同住宅等の居住用途部分(以下「居住用途部分」という。)と、居住用途以外の部分でみていきます。

図 3-1-1 で居住用途部分からの出火は 136 件(62.7%)で、前年と比べて 21 件減少しています。負傷者の状況をみると、58 人(60.4%)が居住用途部分から発生しています。

図 3-1-1 居住用途の発生状況

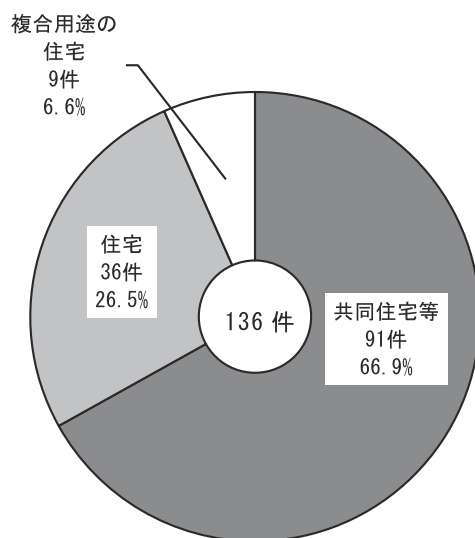


図 3-1-2 居住用途以外の発生状況

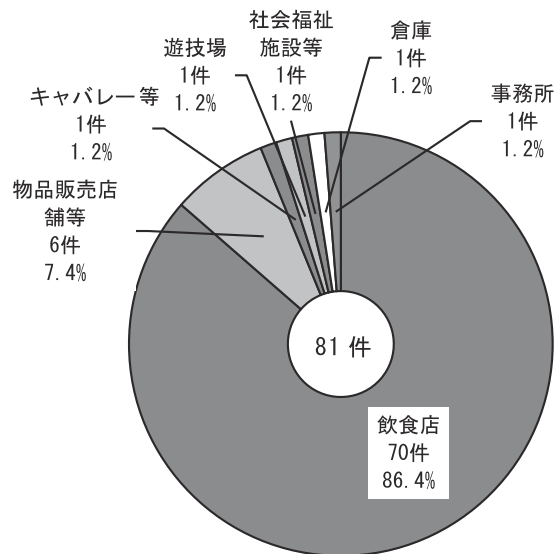


図 3-1-2 で居住用途以外からの出火が 81 件 (37.3%) で、このうち「飲食店」が 70 件 (86.4%) と最も多く、次いで「物品販売店舗」が 6 件 (7.4%)、「事務所」、「キャバレー等」、「倉庫」、「社会福祉施設等」、「遊技場」が各 1 件 (1.2%) などとなっています。

事例 1 中華料理店で発生した天ぷら油火災 (2 月・江戸川区)

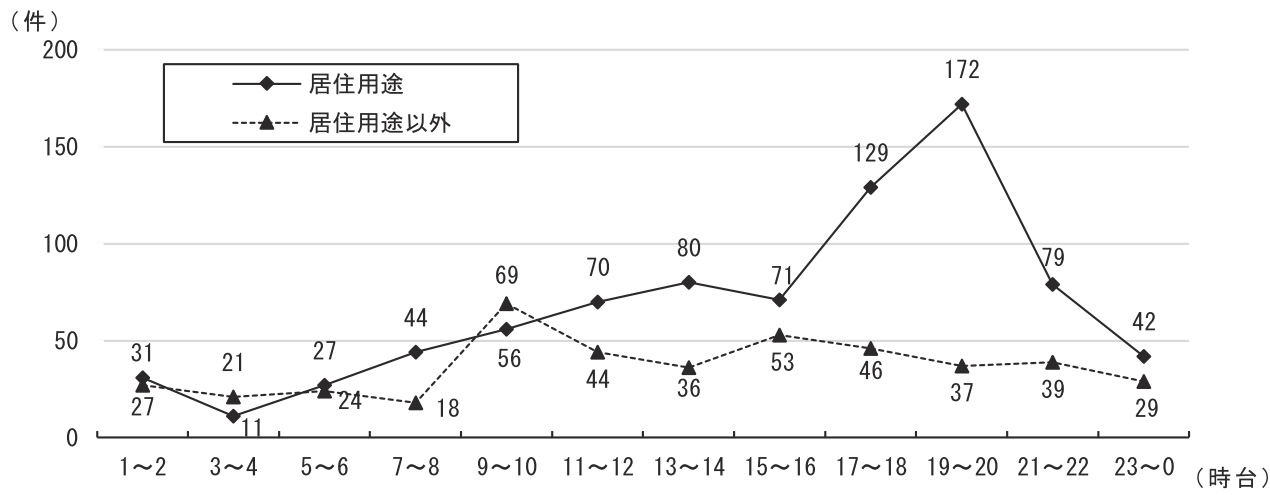
構造・用途	防火造 2/0 飲食店	出火階・箇所	1 階・厨房
焼 損 程 度	建物半焼 1 棟 1 階 11㎡、2 階 9㎡、小屋裏15㎡焼損		
この火災は、飲食店 1 階の厨房から出火したものです。 出火原因は、飲食店の店長が中華鍋にラードを入れ業務用ガスこんろで加熱したまま隣接する自宅へ帰り、食事の後片付けをしていたため時間の経過とともに、ラードが過熱され出火したものです。 自宅にいた店長は、店から大きな物音がしたため確認しに行くと、店内が炎に包まれているのを発見しました。 延焼拡大していたため店長は初期消火をあきらめ、自宅の電話で 119 番通報しました。			

ウ 用途別時間別発生状況

最近 5 年間の天ぷら油火災 1,266 件のうち、出火時間が不明の 11 件を除いた 1,255 件の時間別の火災状況をみたものが図 3-1-3 です。居住用途から出火した状況をみると、17 時～18 時台で 100 件を超え、19 時～20 時台の時間帯には 150 件を超えています。

深夜の時間帯をみると、3 時～4 時台で居住用途以外からの出火件数が居住用途からの出火件数を上回っています。これは深夜まで営業している飲食店などからの出火が多いことによるものです。

図 3-1-3 時間別の火災状況（平成 22 年から平成 26 年までの累計）



(2) 出火理由と行為者

ア 年齢別発生状況

平成 26 年中の用途別行為者の状況をみたものが、表 3-1-2 です。

居住用途部分をみると、居住者の年齢に幅があり、行為者の年齢構成にも差がみられますが、65 歳以上が 34 件（25.0%）、40 歳代が 26 件（19.1%）、30 歳代が 25 件（18.4%）などとなっています。

また、居住用途部分の内訳をみると、「住宅」では 65 歳以上が 20 件（44.4%）と最も多くなっている一方、「共同住宅等」では 20 歳代が 21 件（23.1%）と最も多くなっており、住宅

表 3-1-2 用途別年齢別発生状況

出火用途		年 齢 区 分								
		合 計	15 歳 以下	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上
合 計		217	3	6	40	46	39	24	18	41
居住用途	小 計	136	3	3	23	25	26	12	10	34
	共 同 住 宅 等	91	2	3	21	20	19	8	4	14
	住 宅	45	1	－	2	5	7	4	6	20
居住用途以外	小 計	81	－	3	17	21	13	12	8	7
	飲 食 店	70	－	2	15	17	12	12	7	5
	物 品 販 売 店 舗	6	－	－	1	1	1	－	1	2
	キ ャ バ レ ー 等	1	－	－	－	1	－	－	－	－
	遊 技 場	1	－	－	1	－	－	－	－	－
	社 会 福 祉 施 設 等	1	－	1	－	－	－	－	－	－
	倉 庫	1	－	－	－	1	－	－	－	－
	事 務 所	1	－	－	－	1	－	－	－	－

よりも共同住宅等の方が、比較的若い単身者や夫婦のみの世帯が多いためと考えられます。

居住用途部分以外をみると、20歳代が17件(21.0%)、30歳代が21件(25.9%)、40歳代が13件(16.0%)などとなっており、20歳代から40歳代にかけて多くなっています。

イ 用途別出火理由

平成26年中の天ぷら油火災217件のうち、経過が「放置する・忘れる」により出火した178件について、用途別の出火理由をみたものが表3-1-3です。

居住用途部分で発生した109件の出火に至った理由は、「他の部屋で仕事をした」が18件(16.5%)、「テレビをみた」が16件(14.7%)、「食事をした」が12件(11.0%)、「電話に出た」が8件(7.3%)などとなっており、油が温まるまでの間に少しでも家事をしたり、テレビを見たりしてその場を離れている傾向があります。

居住用途以外で発生した69件は、「他の部屋で仕事をした」が26件(37.7%)、「外出した」が10件(14.5%)などとなっており、作業のためにその場を離れ忘れてしまう傾向があります。特に、飲食店等では火を使う機会が多いうえ、限られた従業員で接客や調理、買い出し等様々な仕事を行っていることから、油を加熱中であることを忘れやすいといえます。

表 3-1-3 用途別出火理由

出 火 用 途		合 計	仕 事 を し た で	他 の 部 屋 を し た	食 事 を し た	外 出 し た	テ レ ビ を み た	寝 込 ん だ	電 話 に 出 た	用 便 に 行 っ た	来 客 が あ っ た	片 付 け 物 を し た	他 の 部 屋 で	子 供 の 世 話 を し た	その 場 を 離 れ て	雑 談 を し た	その 場 を 離 れ て	不 明	そ の 他
合 計		178	44	18	16	16	16	13	11	9	8	7	7	7	6	2	21		
居 住 用 途	小 計	109	18	12	6	16	5	8	6	6	3	6	7	4	1	17			
	共 同 住 宅 等	68	8	7	2	11	5	6	4	2	5	3	2	-	13				
	住 宅	41	10	5	4	5	-	2	2	1	1	4	2	1	4				
居 住 用 途 以 外	小 計	69	26	6	10	-	8	3	3	5	1	1	-	2	1	4			
	飲 食 店	59	24	6	9	-	7	2	3	3	3	1	-	2	-	2			
	物 品 販 売 店 舗	5	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	1			
	キ ャ バ レ ー 等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
	遊 技 場	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-			
	社会福祉施設等	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-			
	倉 庫	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	事 務 所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

※「住宅」は、複合用途建物の住宅部分9件を含んで集計しています。

(3) 初期消火状況

ここでは、初期消火のなかった火災 19 件を除く 198 件について、初期消火状況を居住用途と居住以外の用途に分けてみたのが図 3-1-4、図 3-1-5 です。

初期消火の成功率をみると、198 件のうち 161 件で成功しており、成功率は 81.3% となります。用途別にみると、居住用途部分では初期消火が行われた 125 件のうち 110 件 (88.0%) が初期消火に成功しており、効果的に初期消火が行われています。居住用途以外では、73 件のうち 51 件 (69.9%) が成功しています。

受傷状況をみると、居住用途全体で 58 人の負傷者が発生しており、このうち 24 人 (41.4%) が初期消火中に受傷しています。また、居住用途以外では負傷者 38 人が発生しており、このうち 14 人 (36.8%) が初期消火中に受傷しています。

天ぷら油火災発生時の初期消火では、水をかけることは非常に危険なため、消火器などの適切な消火器具を用いて消火することが大切です。

図 3-1-4 居住用途の初期消火状況

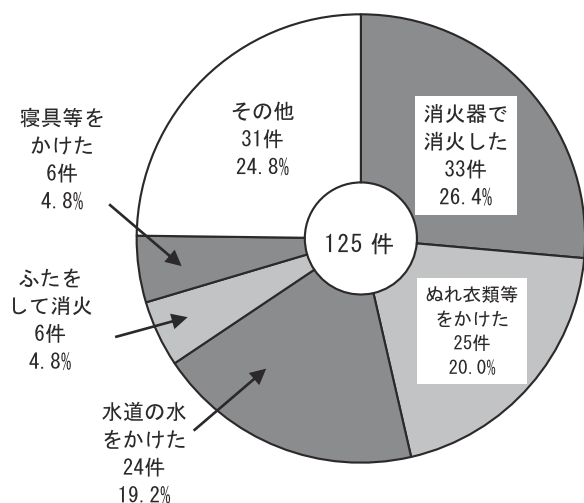
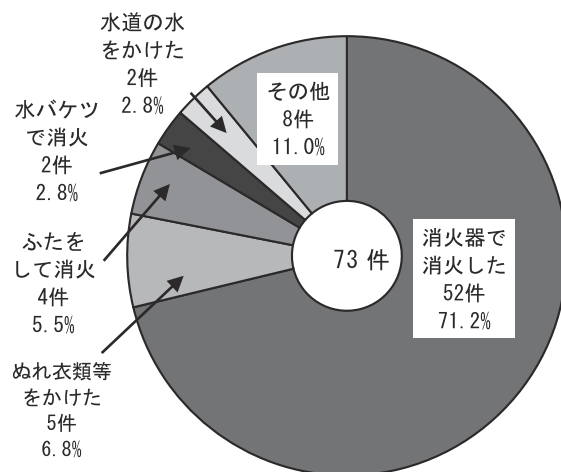


図 3-1-5 居住用途以外の初期消火状況



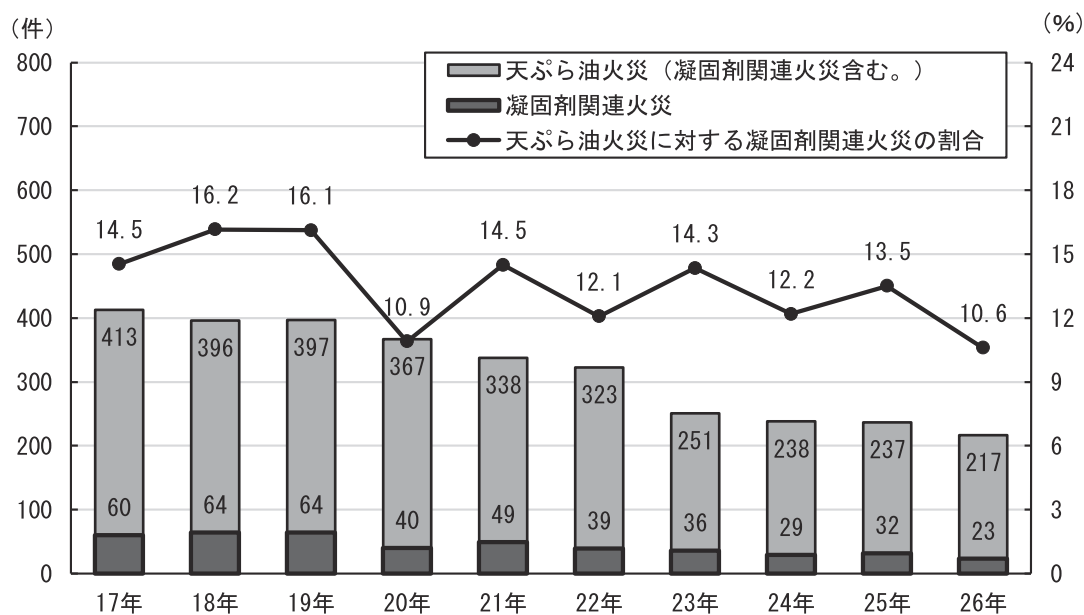
(4) 凝固剤に係わる火災

天ぷら油火災のうち、油を固めて廃棄するために使用する凝固剤（油をゼリー状に凝固する顆粒状の薬品）に係わる火災件数についてみたのが図 3-1-6 です。凝固剤は、天ぷら油を高温（約 80℃）にしてから使用するため、調理後時間が経って冷えた天ぷら油は再度加熱して、油の温度を上げる必要があります。調理の意識がないことから、加熱していることを忘れやすい傾向があります。

平成 26 年中は 23 件で、前年と比べて 9 件減少しており、天ぷら油火災の 10.6%を占めています。

凝固剤を投入する前に出火した火災は 14 件（60.9%）、投入した後は 9 件（39.1%）となっています。用途別にみると、居住用途で 15 件、飲食店で 6 件などとなっています。

図 3-1-6 凝固剤に係わる火災件数



事例 2 凝固剤で油を処理しようとして出火した火災（11月・江戸川区）

構造・用途 耐火造 6/0 複合用途（飲食店、共同住宅） 出火階・箇所 2階・厨房

焼損程度 建物部分焼 天井・内壁 5m²、電子レンジ等焼損 負傷者 2人

この火災は、複合用途建物 2 階の飲食店厨房から出火したものです。

出火原因は、飲食店の店長が廃油を処理するため、鍋に廃油と油凝固剤を入れて大型レンジのこんろにかけて加熱したままその場を離れ、客席に座って休憩をしていたため、時間の経過とともに廃油が過熱され出火したものです。

客席にいた店長は、自動火災報知設備のベルが鳴動したため厨房を確認すると、こんろ上の鍋から炎が上がっているのを発見しました。

店長は火災発見後、従業員と共にカウンター内に置いてあった粉末消火器と強化液消火器をかけ初期消火しました。

この火災により、初期消火を行った店長が、鍋から立ち上がった炎により顔面などに熱傷を負っています。また、4 階の共同住宅の居住者が避難の際に転んで負傷しています。

2 危険物類

- 建物部分焼以上の延焼火災件数は、最近 10 年間で最も減少しています。
- 着火物の 3 割近くがガソリンでした。
- 発火源が危険物類である火災の 5 割近くが、余熱で発火し出火しています。

ここで取り上げる「危険物類」とは、発火源または着火物が危険物（法別表第一に掲げる発火性または引火性を有する物品）や、自然発火の恐れのある物質（石灰・揚げ玉等）であり、危険物については、その貯蔵・取扱数量が危険物の規制に関する政令別表第三に定める指定数量の 5 分の 1 未満の危険物で「天ぷら油火災」を除いて取り上げています。指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う「許可施設」及び指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う「少量危険物施設」における火災状況については「第 6 章 13 危険物施設」で取り上げています。

また、「天ぷら油火災」における火災状況については、「第 3 章 1 天ぷら油火災」で取り上げています。

(1) 火災状況

危険物類の年別火災状況は表 3-2-1 のとおりで、平成 26 年中は 137 件で、前年と比べて 10 件減少し、建物火災でぼや以外の延焼火災の件数については最近 10 年間で最も少なくなっています。

表 3-2-1 年別火災状況（最近 10 年間）

年 別	火 災 件 数										損 害 状 況				
	合 計	建 物					車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や									
17	189	94	8	3	21	62	80	—	—	15	1,506	476	258,332	4	66
18	202	101	7	5	22	67	82	1	—	18	1,713	639	448,666	4	71
19	197	122	7	4	28	83	59	1	1	14	894	399	863,537	1	55
20	166	87	6	2	15	64	57	1	—	21	730	174	190,478	2	38
21	134	65	5	4	11	45	55	—	—	14	905	292	199,169	4	40
22	148	86	6	—	10	70	47	1	—	14	958	247	161,091	2	45
23	130	72	3	3	13	53	49	1	—	8	842	172	209,063	1	42
24	148	76	4	1	11	60	61	—	—	11	1,408	215	526,489	4	42
25	147	85	5	3	14	63	52	—	—	10	1,061	239	895,933	1	39
26	137	68	1	2	6	59	56	1	—	12	1,473	325	219,783	2	44

全火災件数（治外法権火災 1 件を除く。）に占める危険物類の火災の割合は、2.9%で前年と比べて 0.1 ポイント増加しています。延焼拡大率（建物火災件数に占める部分焼以上の火災の割合）は 13.2%で前年と比べて 12.7 ポイント減少しています。

また、延焼火災（建物部分焼以上の火災）1 件あたりの焼損床面積は 163.7 m^2 で、前年と比べて 115.5 m^2 増加しています。負傷者の発生状況をみると、全負傷者数に占める危険物類の火災による負傷者の割合は 5.6%で、前年と比べて 0.6 ポイント増加しています。

(2) 着火物別の火災状況

ア 着火物の類別火災状況

危険物類の火災 137 件中、着火物が危険物類であった火災は 118 件発生しており、これを類別に火災状況を表したのが表 3-2-2 です。なお、発火源、着火物ともに危険物類である火災は 3 件発生し、これについては「(3) 発火源別の火災状況」で取り上げています。

表 3-2-2 の類別火災状況をみると、ガソリンが 33 件 (28.0%) と最も多く、次いでエンジンオイルが 15 件 (12.7%)、アルコール類が 9 件 (7.6%)、その他の潤滑油が 7 件 (5.9%) などとなっています。

表 3-2-2 着火物別火災状況

着 火 物			火 災 件 数									損 害 状 況				
			合 計	建 物					車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	死 者	負 傷 者	
				小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や								
合 計			118	54	-	2	6	46	55	1	8	1,443	320	2	44	
第一類	課 塩 素 酸 塩 類		1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
第二類	マ グ ネ シ ウ ム		3	2	-	1	-	1	-	-	1	1,300	-	-	8	
	ア ル ミ ニ ウ ム 粉		1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 引 火 性 固 体		1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
第 四 類	特 殊 引 火 物	エ ー テ ル	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	
	第 一 石 油 類	ガ ソ リ ン	33	5	-	-	2	3	26	-	2	26	8	1	7	
		シ ン ナ ー	3	1	-	-	-	1	-	-	2	12	-	-	3	
		ア セ ト ン	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
		ベ ン ゼ ン	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	
		そ の 他 の 第 一 石 油 類	3	3	-	-	1	2	-	-	-	-	31	-	-	
	ア ル コ ー ル 類		9	8	-	-	-	8	1	-	-	-	-	-	9	
	第 二 石 油 類	灯 油	6	6	-	1	-	5	-	-	-	36	17	-	1	
		軽 油	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
		キ シ レ ン	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
		タ ー ペ ン	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
		そ の 他 の 第 二 石 油 類	3	2	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	3	
	第 三 石 油 類	そ の 他 の 第 三 石 油 類		2	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1
	第 四 石 油 類	潤 滑 油	エ ン ジ ン オ イ ル	15	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-
			マ シ ン オ イ ル	5	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
			電 気 絶 縁 油	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
			そ の 他 の 潤 滑 油	7	1	-	-	1	-	5	-	1	40	252	-	1
			そ の 他 の 第 四 石 油 類	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	動 植 物 油 類		15	15	-	-	2	13	-	-	-	29	12	-	4	
そ の 他 の 危 険 物			2	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	

着火物が危険物類であった火災 118 件の出火要因別状況を表したものが表 3-2-3 です。

この表から、出火要因としては、「維持管理不適」が 32 件（27.1％）と最も多く、次いで「取扱方法不良」が 24 件（20.3％）、「火気の取扱不適」が 17 件（14.4％）、「可燃物の取扱不適」が 5 件（4.2％）などとなっています。

「維持管理不適」の 32 件についてみると、車両から出火したものが 25 件（78.1％）発生しており、8 割近くを占めています。車両のエンジン潤滑油の維持管理不適によりエンジン内部が破損し漏れ出た潤滑油が排気管にかかり出火したケースなどがあります。

「取扱方法不良」の 24 件についてみると、車両から出火したものが、9 件（37.5％）発生しており、4 割近くを占めています。また、石油ストーブ等から出火したものが 4 件（16.7％）、ガステーブル等から出火したものが 3 件（12.5％）などとなっており、この 2 つを合わせると 3 割近くを占めています。

「火気の取扱不適」の 17 件についてみると、ライターの裸火により引火したものが 6 件（35.3％）発生しています。

表 3-2-3 出火要因別状況

出 火 要 因 区 分	件 数
合 計	118
維 持 管 理 不 適	32
取 扱 方 法 不 良	24
火 気 の 取 扱 不 適	17
可 燃 物 の 取 扱 不 適	5
取 扱 位 置 不 適	3
設 置 工 事 方 法 不 良	2
可 燃 物 の 貯 蔵 不 適	1
構 造 機 構 不 良	1
そ の 他	24
不 明	9

イ 出火原因別状況

着火物が危険物類であった火災 118 件の出火原因別状況をみたのが表 3-2-4 です。

出火原因を発火源別にみると、「ガス機器」が 18 件（15.2％）、「電気機器」が 15 件（12.7％）、「火種」が 9 件（7.6％）、「石油機器」が 7 件（5.9％）などとなっています。

このうち、出火原因で最も多いのは「ガステーブル」の 8 件で、前年と比べて 4 件増加しています。「ガステーブル」の 8 件についてみると、「放置する・忘れる」が 3 件（37.5％）、「誤ってスイッチが入る」が 2 件（25.0％）などとなっており、この 2 つを合わせると 6 割を越えています。

事例 1 誤ってマグネシウムに水を撒いたため出火した火災（8 月・江東区）			
火 災 種 別	その他	出火階・箇所	敷地内
焼 損 程 度	産業廃棄物若干等焼損		
この火災は、産業廃棄物処理施設の敷地内にある汚泥処理ピットから出火したものです。			
出火原因は、汚泥処理作業中に禁水性であるマグネシウムが混入した汚泥を、誤ってピット内に投入し、水道の散水栓で水を撒いたため、マグネシウムと水が急激に反応して火災に至ったものです。			

(3) 発火源別の火災状況

ア 火災状況

危険物類の火災 137 件中、発火源が危険物類であった火災は 22 件発生しており、これを発火源と業態別に火災状況を表したものが表 3-2-5 です。

表 3-2-5 発火源と業態別火災状況

発火源	合 計	業態											
		食堂・レストラン	そば・うどん店	大学	産業廃棄物処 分業	鉄骨工 事業	パン製 造業	上水道 業	百貨店・総合スー パー	その他の一般飲食 店	酒場・ビアホー ル	中学 校	その他
合計	22	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	7
揚げかす	5	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1
石灰	3	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1
揚げ玉	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
油かす	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
過塩素酸塩類	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属粉	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
アルカリ金属・アルカリ土類金	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
セルロイド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
有機過酸化物	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
硝酸	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
油紙	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
油布	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
油ぼろ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
活性炭	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

この表から発火源別にみると、「揚げかす」が 5 件（22.7%）で最も多く、次いで「石灰」が 3 件（13.6%）などとなっています。

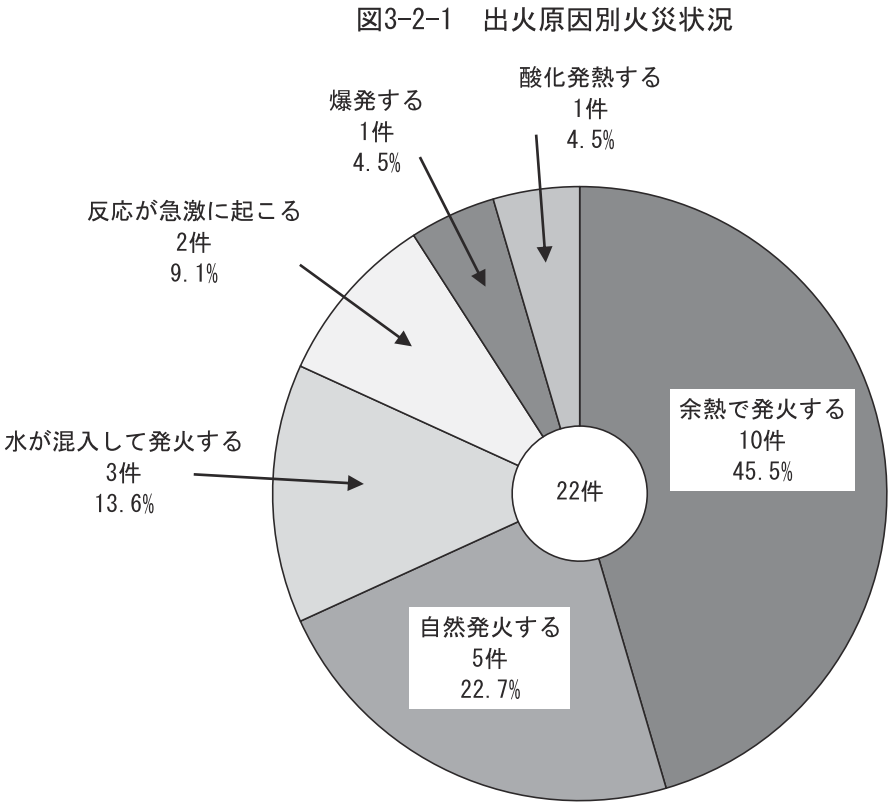
また、業態別にみると、「食堂・レストラン」、「そば・うどん店」、「大学」、「産業廃棄物処理業」が各 2 件（9.1%）で最も多く発生しています。「食堂・レストラン」、「そば・うどん店」、「パン製造業」、「百貨店・総合スーパー」、「その他の一般飲食店」、「酒場・ビアホール」で発生した 8 件（36.4%）の火災は、揚げかす、揚げ玉、油かすが余熱で発火し出火したものです。

事例 2 長期間保管されていた人形用のくし等から出火した火災（8月・墨田区）			
構造・用途等	防火造 3/0 住宅	出火階・箇所	2階・踊り場
焼 損 程 度	建物ぼや 収納ボックス1、セルロイド製品等焼損		
この火災は、住宅の階段踊り場に置かれた収納ボックス内から出火したものです。 出火原因は、階段踊り場に置かれた収納ボックス下段に、長期間保管してあったセルロイド製品（日本人形用くし、たまかんざし等）が熱分解により自然発火し出火したものです。			

イ 出火原因

発火源が危険物類である 22 件の火災を出火原因別にみると、図 3-2-1 のとおりで、「余熱で発火する」が 10 件（45.5%）で最も多く、次いで「自然発火する」が 5 件（22.7%）、「水が混入して発火する」が 3 件（13.6%）、「反応が急激におこる」が 2 件（9.1%）などとなっています。

余熱で発火した火災 10 件についてみると、このうち 8 件は調理後の揚げかす等を放置したため発生しています。



3 エアゾール缶等

- 死者、焼損床面積、焼損表面積が前年と比べて増加しました。
- 缶の廃棄に係る火災が、6割以上を占めています。

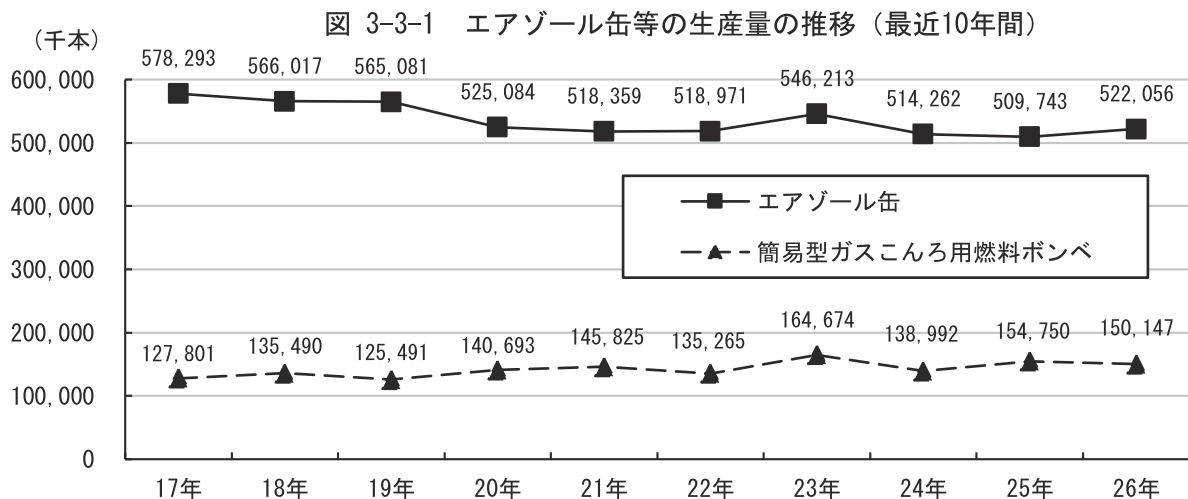
(1) 火災状況

ア エアゾール缶の火災状況

ここでいう「エアゾール缶等」の火災とは、可燃性ガスを噴射剤とした整髪剤や消臭剤等のエアゾール缶と簡易型ガスこんろの燃料として用いられるボンベを合わせています。

LPGを使用したエアゾール缶等は、高温になると内圧が高まって破裂する恐れがあります。さらに、周囲に火源となるものがあると、噴出したLPGに引火して火災に至る可能性があります。

最近10年間のエアゾール缶等の生産量の推移は図3-3-1のとおりで、エアゾール缶はわずかに減少の傾向にありますが、燃料ボンベは増減を繰り返しながらも長期的にみると増加傾向になっています。



注 資料提供 一般社団法人 日本エアゾール協会 一般財団法人 日本ガス機器検査協会

イ 年別火災状況

エアゾール缶等関連火災の年別発生状況は表3-3-1のとおりです。

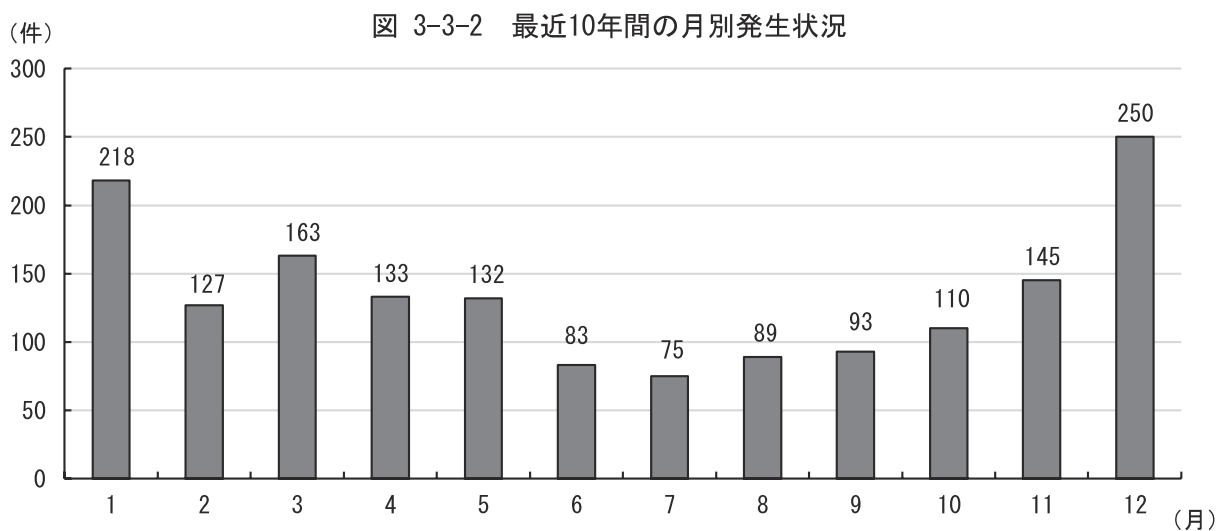
平成26年中の火災件数は121件で、前年と比べて8件減少しています。火災種別でみると、建物火災が69件（57.0%）、車両火災が45件（37.2%）で、車両火災は最近10年間では最も少ない発生となっており、平成20年以降減少傾向で推移しています。

焼損床面積は263㎡で、前年と比べて209㎡増加しており、最近10年間では最も少ない面積となっています。死者は1人発生しており、負傷者は60人で前年と比べて5人増加しています。

表 3-3-1 年別火災状況（最近 10 年間）

年 別	火 災 件 数									損 害 状 況				
	合 計	建 物					車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 (千 円) 額	死 (人) 者	負 傷 (人) 者
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	物 ぼ や								
17	161	52	2	2	1	47	104	-	5	340	32	50,382	2	51
18	165	48	1	-	2	45	112	1	4	60	20	12,088	-	39
19	180	62	-	2	3	57	115	-	3	133	94	37,743	-	65
20	206	67	-	1	2	64	135	-	4	102	41	81,530	1	74
21	207	77	-	2	6	69	127	-	3	207	98	40,418	-	53
22	176	70	-	1	5	64	104	1	1	115	123	37,454	-	64
23	155	74	1	1	1	71	78	-	3	88	30	20,510	-	62
24	118	61	-	1	4	56	54	1	2	191	14	30,488	-	41
25	129	72	-	1	4	67	51	1	5	54	21	10,442	-	55
26	121	69	1	1	6	61	45	-	7	263	53	39,331	1	60

最近 10 年間の月別発生状況をみたのが図 3-3-2 です。1 月、3 月及び 12 月の火災多発期に火災件数が多く、特に 1 月と 12 月に多く発生しています。使用中の火気設備機器の周辺でエアゾール缶を廃棄のため穴開け中に出火するケース、エアゾール缶を暖房器具の上や前に置いて出火するケース及び簡易型ガスこんろを使用する際に燃料ポンベの装着不良により接続部から燃料ガスが漏れて出火するケースなどがあります。



注 平成17年から平成26年までの累計値です。

(2) 火災発生要因

火災となったエアゾール缶等のうち、種類の判明したものは表 3-3-2 のとおりです。

缶の種類をみると、ヘアスプレー缶や殺虫剤、制汗スプレー等のエアゾール缶が 72 件（59.5%）、簡易型ガスこんろ用燃料ボンベが 49 件（40.5%）となっており、エアゾール缶に係わる火災が、全体の 6 割近くを占めています。

要因別にみると、「取扱不適に係る火災」の 44 件（36.4%、前年比 4 件増加）に比べ、「廃棄方法に係る火災」が 77 件（63.6%、同 12 件減少）と 2 倍近くの割合で発生しています。

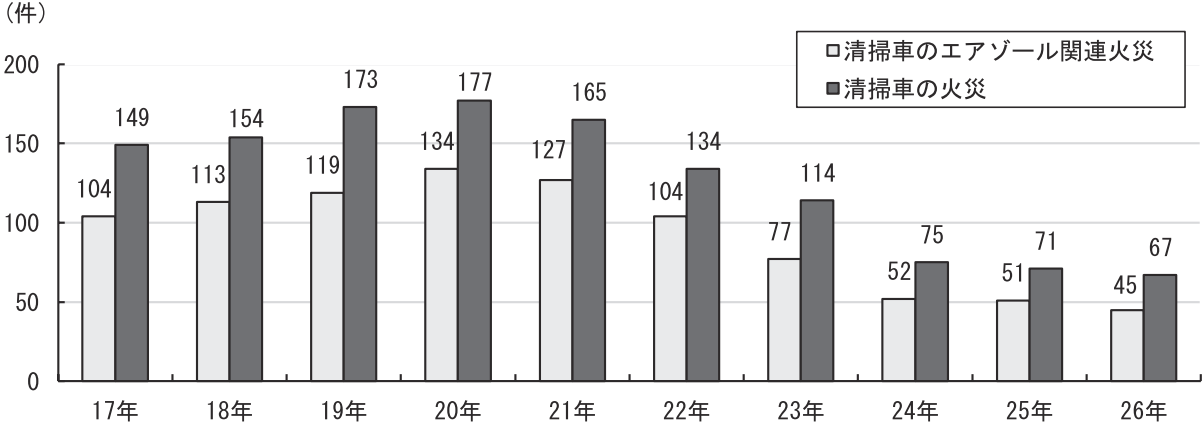
表 3-3-2 火災発生の要因等

火 災 発 生 要 因		合 計	缶 の 種 類														死 者	負 傷 者
			エ ア ゾ ー ル 缶													燃 簡 易 型 ガ ス こ ん ろ 用		
			ヘ ア ス プ レ ー	殺 虫 剤	制 汗 ス プ レ ー	消 臭 ス プ レ ー	エ ア ダ ス タ ー	パ ー ツ ク リ ー ナ ー	塗 料 ス プ レ ー	ス キ ー ワ ッ ク ス ス プ レ ー	セ メ ン ト ス プ レ ー	日 焼 け 止 め ス プ レ ー	芳 香 ス プ レ ー	潤 滑 剤	不 明			
合 計		121	28	14	9	4	2	2	1	1	1	1	1	1	7	49	1	60
廃 棄	清 掃 車	45	13	5	6	2	1	1	-	1	-	-	1	-	5	10	-	-
	穴 あ け	29	9	1	3	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	12	-	29
	そ の 他	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
取 扱 不 適	厨 房 器 具	10	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	11
	装 着 不 良	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	3
	暖 房 器 具	5	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	7
	そ の 他	21	2	3	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	12	1	10

ア 清掃車における火災

平成 26 年中の清掃車から出火した火災は 67 件です。そのうち清掃車荷箱内でごみとして収集されたエアゾール缶等が、圧縮された際に残存ガスを噴出し、回転板の圧縮や接触によって発生した火花等により引火し出火した火災は 45 件で、前年と比べて 6 件減少しており、最近 10 年間では最も少ない発生となっています。

図3-3-3 最近10年間のエアゾール缶等に係わる清掃車の火災



エアゾール缶を廃棄する場合には、必ず中身を使い切り、各区市町村が指定するごみの分別区分を守って捨てましょう。

また、やむを得ず使い切らずに捨てる時には、火気のない通気性の良い屋外で残存ガスがなくなるまで噴射し、廃棄しましょう。

イ 穴開け・ガス抜きによるもの

エアゾール缶等を廃棄するため、ドライバーや缶切り等で缶に穴を開けた際、噴出した残存ガスが、近くで使用していたガステーブルやガストーブなどの炎に引火した火災は 29 件で前年と比べて 1 件減少しています。

事例 1 ヘアスプレー缶の穴開けにより引火した火災（9 月・葛飾区）			
構造・用途等	防火造 2/0 複合用途（住宅・作業所）	出火階・箇所	1 階・浴室
焼 損 程 度	建物ぼや 網戸、ボディブラシ等焼損 負傷者 1 人		
この火災は、浴室のバランス釜で湯沸し中に、火元居住者が廃棄のためヘアスプレー缶に穴を開けたため、バランス釜の炎が漏れた L P G ガスに引火し出火したものです。その際に、火元居住者が右上肢等に熱傷を負っています。			
火元居住者が、浴室内でヘアスプレー缶のガス抜きをしていると、突然爆発し、浴室の網戸が燃えているのを発見し、浴室のシャワーで消火しました。熱傷を負ったので救急相談センターに相談をした際、火災の事実を知らせました。			

ウ 暖房器具や厨房器具の上や前に置くことによるもの

エアゾール缶等を暖房器具や厨房器具に近接して置いたため出火した火災は 15 件発生し、前年と同伴数となっています。これは、ファンヒータなどの前やガステーブルの周囲に置いていたためエアゾール缶等が過熱され、内圧が高まって破裂し、噴出した L P G に引火して火災となったものです。

事例 2 ガステーブル上にカセットこんろを置いたため出火した火災（6 月・江戸川区）			
構造・用途等	耐火造 5/0 共同住宅	出火階・箇所	4 階・台所
焼 損 程 度	建物ぼや 網戸、ビニール手袋若干焼損 負傷者 1 人		
この火災は、共同住宅の 4 階台所から出火したものです。			
出火原因は、火元居住者がガステーブルのこんろ上にカセットこんろを置いたままグリルで魚を焼いたため、グリル排気口からの熱によりカセットこんろのボンベが過熱され破裂し、漏れた L P G ガスがグリルの炎により引火し出火したものです。			

エ 装着不良によるもの

簡易型ガスコンロの燃料ボンベの装着が不十分だったため、接続部から燃料ガスが漏れて出火した火災は 8 件で前年と比べて 1 件増加しています。

ボンベを装着する際は、ボンベ本体の切欠き部の位置をよく確認してから、簡易型ガスコンロの容器受けガイドに合わせて正しく取り付ける必要があります。

- 平成 22 年以降、発生していなかった死者が 1 人発生しました。
- 「爆発による火災」が同じ大学で 2 件発生しました。

ここでいう「爆発火災」とは、「爆発のみの火災」、「爆発による火災」、「火災による爆発」に分類されます。「爆発のみの火災」は、焼損物件がなく破損物件のみの火災で「ぼや火災」として取り扱っています。「爆発による火災」は、爆発後に火災になったもの、「火災による爆発」は、火災発生に起因して２次的に爆発したものをいいます。

爆発火災の年別火災状況は表 3-4-1 のとおりです。平成 26 年中の爆発火災の件数は 21 件で、前年と比べて 2 件減少しています。

なお、平成 26 年中の「爆発のみ」の火災はありません。

表 3-4-1 年別火災狀況（最近 10 年間）

[illegible]

(2) 出火原因

発火源と着火物との状況を表したのが、表 3-4-2 です。

火災による爆発をみると、発火源では「冷暖房機」、「石油ストーブ」が各 2 件（9.5%）で最も多くなっています。

爆発による火災では、発火源では「過塩素酸塩類」が 1 件（4.8%）などで、大学の研究室で実験中に火災が発生しています。

着火物の状況をみると、「簡易型ガスこんろ用燃料ボンベ」、「エアゾール缶」、「都市ガス」のガス類が 13 件（61.9%）と 6 割以上を占め、「引火性塗料・引火性溶剤」「鉱物油・その他の石油類」「固体化学薬品」などの危険物類が 7 件（33.3%）などとなっています。

ガス爆発は、都市ガスやプロパンガスなどの可燃性ガスが空気と燃焼範囲内の組成に混合しているときに、何らかの発火源により、そこを中心に周囲に伝播していく現象をいいます。ガスは目に見えず、また、思わぬところに滞留しているため、その存在に気付かずに火気を使用して爆発火災に至る場合があります。ガスによる爆発火災の多くは、簡易型ガスこんろ用燃料ボンベやエアゾール缶の取扱不適、機器の取扱いや維持管理の不適によって発生しており、使用する側が注意をすれば防げるものがほとんどです。

表 3-4-2 主な発火源と着火物との状況

発火源		合 計	着火物							
			ガス類			危険物類				その他 の組成 品
			簡易型 ガス ボンベ	エア ゾ ール 缶	都市 ガス	引火 性 溶 剤	引火 性 塗 料 ・	その他 の石 油 類	鉍 の物 質 の石 油 類	
合 計		21	9	3	1	2	2	2	1	1
火災による 爆発	冷 暖 房 機	2	-	-	-	-	2	-	-	-
	石 油 ス ト ー ブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ク ッ キ ン グ ヒ ー タ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ト ー ス タ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ド リ ル	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	送（排）風機	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	コ ー ド	1	-	-	-	-	-	-	-	1※
	大 型 ガ ス こ ん ろ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	ガ ス レ ン ジ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	ガ ス 衣 類 乾 燥 機	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	ガ ス テ ー ブ ル	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 型 ガ ス こ ん ろ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 型 ガ ス ス ト ー ブ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	石 油 フ ァ ン ヒ ー タ	1	-	1	-	-	-	-	-	-
爆発による 火災	不明	3	-	1	-	1	-	-	1	-
	過塩素酸塩類	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	不明	1	-	-	-	-	-	1	-	-

注 1 平成 26 年中「爆発のみ」の火災はありません。

2 ※印は、コードの短絡により出火し、熱せられたエアゾール缶が破裂したことで爆発損害を計上したため記載しました。

(3) 建物用途別の発生状況

火元が建物以外の6件を除いた15件の火災のうち、建物用途別にみたのが表3-4-3です。「共同住宅」と「住宅」の居住用途で発生したものが9件（60.0%）で最も多く、次いで「大学」及び「共用部分（機械室等）」が各2件（13.3%）などとなっています。

着火物の内訳をみると、エアゾール缶等のガス類が12件（80.0%）で、8割を占めています。

表 3-4-3 建物用途別の発生状況

用 途	合 計	着 火 物				
		ガ ス 類			危 険 物 類	及 そ の 他 の 成 品
		用 簡 易 型 ガス こん ろ 用 燃 料 ボ ン ベ	エ ア ゾ ー ル 缶	都 市 ガ ス	固 体 化 学 薬 品	
合 計	15	8	3	1	2	1
共 同 住 宅	6	6	-	-	-	-
住 宅	3	1	1	-	-	1※
大 学	2	-	-	-	2	-
共用部分（機械室等）	2	-	1	1	-	-
飲 食 店	1	1	-	-	-	-
そ の 他 の 事 業 所	1	-	1	-	-	-

注 ※印は、コードの短絡により出火し、熱せられたエアゾール缶が破裂したことで爆発損害を計上したため記載しました。

事例 浴室内で補修面乾燥中に爆発した火災（12月・品川区）			
構造・用途等	耐火造 4/0 複合用途（事務所・住宅）	出火箇所	4階・浴室
焼損程度	建物部分焼1棟 浴室天井2 m ² 等焼損、浴室壁体破損 負傷者なし		
この火災は、複合用途住宅部分の4階浴室から出火したものです。			
出火原因は、火元居住者が浴室のひび割れ補修作業で、接着剤（非危険物）をひび割れ箇所に塗り、早く乾かすために簡易型ガスこんろ用燃料ボンベを使用するガスヒータにより乾燥させていましたが、何らかの要因でボンベの内圧が高まり破裂し、ヒータの炎が噴出しガスに引火し出火したものです。			
3階にいた居住者は、上階で爆発音を聞いたため、4階の状況を確認しに行くと、天井が焼け焦げ、窓や壁が割れて飛散しているのを発見し、自宅の電話で110番通報しました。			
初期消火は行われておりません。			

5 社告品等から出火した火災

- 火災件数が前年と比べて増加しました。
- 社告品関連火災は 24 件で、すべて電気設備機器から出火しています。

(1) 火災状況

ここでいう「社告品」とは、製造業者等が新聞等の各種広報媒体を通じて消費者に対して、火災発生のおそれがある等の緊急の知らせを実施している製品のことをいい、流通及び販売段階からの回収、消費者の保有する製品の交換、改修（点検・修理など）又は引き取りなどのリコール製品も含んでいます。

また、社告品に該当していない製品でも、自主改修を実施している製品もあります。これらを合わせて「社告品等」としています。

社告品関連火災の年別火災状況は表 3-5-1 のとおりです。平成 26 年中の社告品に関連した火災件数は 24 件で、前年と比べて 2 件の増加となっていますが、毎年 20 件前後発生しています。このうち建物火災が 22 件となっており、車両火災が 1 件、その他の火災が 1 件となっています。

また、死者は発生していませんが、負傷者が 2 人発生しています。

表 3-5-1 年別火災状況（最近 10 年間）

年 別	火災件数								損害状況				
	合 計	建物					車 両	そ の 他	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 額 (千円)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や							
17	24	19	-	1	-	18	1	4	20	-	6,267	-	3
18	26	23	-	-	3	20	2	1	5	18	7,809	-	2
19	28	24	-	-	3	21	2	2	-	8	2,195	-	1
20	29	29	-	-	7	22	-	-	30	20	13,743	-	4
21	22	20	-	-	5	15	2	-	17	16	4,136	-	1
22	18	17	-	-	2	15	1	-	1	2	970	-	-
23	28	27	-	-	5	22	1	-	23	5	8,849	-	5
24	23	22	-	-	4	18	-	1	7	2	2,867	-	3
25	22	19	-	-	3	16	2	1	30	7	13,404	-	4
26	24	22	-	-	4	18	1	1	12	35	2,407	-	2

(2) 電気設備機器

社告品から出火した火災 24 件は、全て電気設備機器から出火した火災で、前年と比べて 4 件増加しています（表 3-5-2 参照）。

内訳は、「電気クッキングヒータ」が 7 件（29.2%）、「冷暖房機」が 5 件（20.8%）、「洗濯乾燥機」が 4 件（16.7%）、「パソコン・携帯端末等」が 3 件（12.5%）などとなっています（図 3-5-1 参照）。

また、車両用に開発された電気製品（社外品）を後付け後に出火した火災が 1 件（4.2%）あり、車両火災として計上しています。

図3-5-1 社告品火災の製品内訳

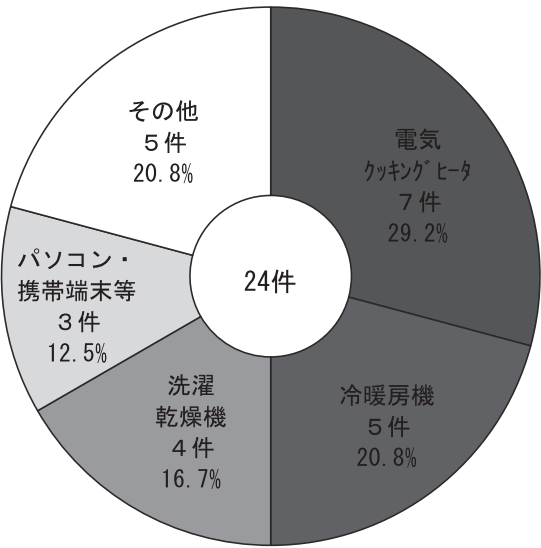


表 3-5-2 社告品の電気設備機器から出火した火災（平成 26 年中）

製品名・品番	社告発表日	製造期間	社告内容	種別度
電気クッキングヒータ (旧)㈱日立ハウステック (現)㈱ハウステック HK-1102	H19.7.3	S59.4～ S63.9	調理スイッチが誤って入りやすい構造であるため、身体・荷物等が触れて点火状態となり、可燃物がヒータ上や周囲に置かれていた場合、火災に至る。	建物部分焼
電気クッキングヒータ (旧)㈱日立ハウステック (現)㈱ハウステック KM-903D	H19.7.3	S59.4～ S63.9 販売	同上	建物ぼや
電気クッキングヒータ (旧)松下電器産業㈱ (現)パナソニック㈱ NK-2102	H19.7.4	S52～ S63 製造	同上	建物部分焼
電気クッキングヒータ サンウェーブ工業㈱ HT-1290	H19.7.31	S60～ H16 販売	同上	建物部分焼
電気クッキングヒータ サンウェーブ工業㈱ SBE-101-100V	H19.7.4	S58～ H8 販売	同上	建物ぼや
電気クッキングヒータ 富士工業㈱ FH-31B	H19.7.4	S58～ H8 販売	同上	建物ぼや
電気クッキングヒータ 三菱電機㈱ CR-1201A	H19.7.4	S54～ S63 製造	同上	建物ぼや

製品名 メーカー名・品番		社告発表日	製造期間	社告内容	種別 程度
冷暖房機	ルームエアコン 東芝キャリア(株) R A S - 4 0 6 L D R	H16.8.19	H10.9～ H14.1 製造	エアコンの室内ファンを回転させるためのモータのリード線接続部に洗浄液や水分が付着し、発煙、発火する。	建物 ぼや (2件)
	ルームエアコン室外機 ダイキン工業(株) R A Z 2 2 5 X	H16.10.18	H7.1～ H11.3 製造	プリント基板のはんだ部分に亀裂が生じ、コンデンサが破裂し発煙、発火する。	建物 ぼや
	ルームエアコン室外機 (旧)三洋電機(株) (現)パナソニック(株) S A P - U 1 9 1 C	H22.5.21	S49～ S51 製造	ファンモータのコンデンサが絶縁劣化し、発熱し出火する。	その他
	ハロゲンヒータ プラコム(株) P L M - H 6 0 1	H24.4.23	～H19 製造	閉塞端子の圧着不良により発熱し、出火する。	建物 ぼや
洗濯乾燥機	全自動洗濯機 ハイアールジャパンセールス(株) J W - Z 4 5 A	H22.11.12	H15.1～ H16.7 販売	コンデンサの不具合により絶縁劣化し、発熱し出火する。	建物 ぼや
	全自動洗濯機 ハイアールジャパンセールス(株) J W - K 5 0 B	H22.11.12	H17.3～ H20.8 販売	同上	建物 ぼや
	ドラム式洗濯乾燥機 (旧)東芝ホームアプライアンス(株) (現)東芝ライフスタイル(株) T W - 7 4 2 E X	H20.4.15	H14.8～ H15.8 製造	本体内に垂れ落ちた液体洗剤が、リード線部に付着し、リード線被膜の絶縁が劣化し、発煙、発火する。	建物 部分焼
	小型全自動洗濯機 シャープ(株) E S - F 4 A	H14.4.4	H10.11～ H11.12 製造	運転中の振動等により、モータリード線が断線し、発煙、発火する。	建物 ぼや
パソコン・ 携帯端末等	ノートパソコン用バッテリーパック パナソニック(株) C F - V Z S U 6 1 A J S	H26.5.28 H26.11.13	H23.4～ H24.9 製造	製造時の不具合により、充放電を繰り返すうちに、バッテリーパックのセル内部で短絡し出火する。	建物 ぼや (2件)
	スマートフォン用充電器 (株)トップランド L A - 2 6 0 0 W	H26.7.8	H25.6～ H26.6 販売	充電器内のリチウムイオン電池が何らかの理由により内部短絡し、発煙、発火する。	建物 ぼや

製品名 メーカー名・品番		社告発表日	製造・販売 期	社告内容	種別 程度
その他	業務用冷蔵ショーケース (旧)三洋電機(株) (現)パナソニック(株) S M R - S 7 2 F G	H13. 3. 13	S 63. 3 ～ H10. 6	放熱用ファンモータの軸部分に 堆積したほこり等が絡まること により、モータがロックして発 熱、出火する。	建物 ぼや
	ハイブリット方式除湿機 (旧)松下エコシステムズ(株) (現)パナソニックエコシス テムズ(株) F - Y H B 1 0 0	H24. 5. 24	H18. 2 ～ H19. 1 製造	製品内部のヒータコイルが外 れ、内部の樹脂部分に接触し、 発煙、発火する。	建物 ぼや
	電気ケトル T - f a l アプレシア (株)グループセブジャパン B F 8 0 2 0 2 2	H19. 1. 17	H18. 2 ～ H19. 1 販売	水を入れないで使用した場合、 空焚き防止機能が働かず、発煙、 発火する。	建物 ぼや
	電子レンジ 岩谷産業(株) I M - 5 7 5	H15. 9. 2	H 9. 3 ～ H12. 10 製造	ドアのラッチスイッチ等で使用 しているマイクロスイッチの不 具合から接点溶着を生じ、接触 部過熱により出火する。	建物 ぼや
	電圧安定化装置 ホットイナズマE C O (株)サン自動車工業 H I 0 0 0 6 #	H23. 11. 10	H15. 2 ～ H23. 5 製造	車両に取り付けられた製品の基 板上でトラッキング現象が発生 し、出火する。	車両 ぼや

事例 社告品の洗濯乾燥機から出火した火災(3月・江東区)

構造・用途等	耐火造 48/1 共同住宅	出火階・箇所	45階・洗面所
焼 損 程 度	建物部分焼 1 棟 内壁 2 m ² 、天井 1 m ² 、洗濯乾燥機 1 等焼損		

この火災は、共同住宅 45 階の住戸内洗面所から出火したものです。

出火原因は、社告品の洗濯乾燥機を継続的に使用していたため、社告内容のとおり洗剤投入ケースから漏えいした液体洗剤により直下の電気配線被覆が劣化し、短絡して出火したものです。

火元者は使用している洗濯乾燥機が社告品であることを知りませんでした。

臭気で火災に気付いた火元者は、やかんに汲んだ水道水をかけて消火を試みましたが消えず、共用廊下に設置してある粉末消火器で初期消火しました。